

農中総研 調査と情報

2009.11 (第15号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

稲作に対する戸別所得補償政策の課題	2
地銀が取り組む食農連携 ―平成 20 年度森林組合員アンケート結果より―	4
科学的基準を採用した水産物のブランド化事例	6

● 農漁協・森組 ●

統計にみる専門農協の現状	8
--------------------	---

● 経済・金融 ●

原油市況の先行き ―需要反転の中、取引規制にも注目―	10
市場規律としての預金者行動について ―預金者行動と金融機関経営の関係目―	12

■ 寄稿 ■

自然資源経済論プロジェクトがはじまりました	14
(一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下英俊)	

■ 現地ルポルタージュ ■

カーボン・フットプリントで地域づくり	16
J A 出資型農業生産法人の取り組み	
―みらいアグリサービス株式会社 (福島県 JA 伊達みらい) ―	18

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	20
---------------------------------	----

■ あぜみち ■

戸別所得補償制度と集落営農	22
(花巻農業協同組合 集落営農トータルアドバイザー 大和章利)	

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

稲作に対する戸別所得補償政策の課題

基礎研究部 副部長 清水徹朗

1 はじめに

今年8月に行われた衆議院選挙で民主党が勝利し、民主党を中心とする政権が成立したため、農業者に対する戸別所得補償政策が実現する可能性が高くなった。既に、来年度(2010年度)予算の概算要求のなかに稲作に対する戸別所得補償モデル事業が盛り込まれ、現在、制度の具体的な検討が行われているところである。

現時点では制度の詳細は明らかになっていないが、概算要求資料やかつて民主党が提出した法案等によって、戸別所得補償政策導入の課題について考えてみたい。

2 零細な日本の稲作経営

戸別所得補償政策について検討する前に、日本の稲作の現状を確認しておきたい。

稲作農家戸数は2005年において196万戸(全農家の69%)であり、1戸当たりの平均稲作付面積は0.87haである。稲作農家の数は1980年に比べ半減しているが、生産調整が強化されたこともあり規模拡大はあまり進んでおらず、稲作農家のうち稲作付面積0.5ha未満が57.4%、1.0ha未満が80.8%を占め、日本の稲作農家は現在も零細である。一方、稲作付面積3.0ha以上の農家は、全体の3.4%を占めるに過ぎない。

日本の平均的な稲作農家が稲作で得られる所得は、年間23万円(07年、10a当たり26,485円)であり、米価の低下によって稲作所得は近年大きく減少し、小規模農家は農業機械の更新が困難になっている。

3 無理があった米政策改革

農林水産省は、WTO体制に対応し、日本の稲作の零細性を克服し構造改革を進めるべく、03年度より「米政策改革」を進めてきた。そのなかで、対象を4ha以上の認定農業者(特例あり)と20ha以上の集落営農に限定した経営安定対策を設け、全国各地で地域水田農業ビジョンに基づいて認定農業者や集落営農の育成が進められた。

しかし、農村の現場では、煩雑な書類づくりや基準の厳格さに対する戸惑いや混乱があり、経営安定対策の加入要件が稲作の実態と乖離していたため、この制度に加入した稲作農家は全体の1割にも達しておらず、稲作農家の多くは米価下落に対する不満や今後の不安を感じていた。

こうしたなかで民主党は、それまでの選別的な農業政策を批判し、全ての販売農家を対象とした戸別所得補償政策を提案した。戸別所得補償政策は稲作農家に一定の支持を受け、民主党は、07年7月の参議院選挙に続き、09年8月の衆議院選挙で圧勝した。

4 戸別所得補償政策の内容

これまで公表されている資料等によると、戸別所得補償政策の内容は、以下のようものである。

- ① 対象者……生産数量目標に従って生産する全ての販売農家
- ② 対象品目…米、麦、大豆、ナタネ、テンサイ、でんぷん用バレイショ等の主要農産物
- ③ 助成金……標準的な生産費と販売価格との差額を補填

民主党は、この制度に必要な財政支出を1兆円としており、マニフェストでは、これ以外に畜産・酪農、漁業、林業に対する所得補償も掲げており、全体の予算規模は1兆4千億円になるとしている。

先月発表された農林水産省の概算要求では、補償対象の米価水準(補償価格)を経営費+家族労働費(8割)としており、標準的な販売価格(過去数年間の平均)と補償価格の差額を「定額部分」として当年度の価格によらず交付し、当年の販売価格が定額部分を加えても補償米価を下回った場合には、その差額を財政資金で補填するとしている。

また、来年度は、これまでの産地確立交付金等を廃止し、生産数量目標に即した生産いかににかかわらず麦、大豆等の生産を行った農家に対して一定の単価で助成金を支払う「水田利活用自給力向上事業」を創設するとしている。

5 検討すべき事項

今後、国会における審議の過程で制度の詳細が明らかになるであろうが、現時点で考えられる検討すべき事項は以下の通りである。

(1) 財源問題

農林水産省の予算は2兆6千億円(09年度当初予算)であり、そのうち農業予算は2兆円程度である。地方自治体の農業予算を含めれば農業に対して4兆円程度の財政支出が行われているが、所得補償の1兆円を確保するのは容易ではないであろう。

(2) 生産調整との関係

「生産数量目標に即した生産をする」ことを受給条件(生産調整のメリット措置)としているが、所得補償の水準によって農家の生産調整への参加率が決まり、需給調整がうまく機能しない場合には、価格が暴落して所得補償に必要な財政負担が増大するであろう。

(3) WTO協定との関係

民主党は、戸別所得補償は食料安全保障、国土保全のための政策であり、WTOに「緑の政策」として通報するとしているが、生産調整を伴う直接支払いであるとする、かつてのEUのように「青の政策」にできる可能性もあろう。

(4) 稲作の構造改革との関係

対象を限定しないで所得補償を行うと零細農家を温存することになるとの批判があるが、助成金の一部が地代化することにより農地の賃貸借を促進する効果も考えられる。逆に、主業農家等に対象を限定するほうが、農村地域に混乱と対立をもたらすであろう。

(5) 補償価格の算出方法

概算要求で補償価格の算出方法の案が示されているが、算出方法によって補償価格の水準や助成金額は大きく変わり、自作地地代の扱い、家族労働費の8割とすることの是非など検討すべきことは多くある。

(6) 他の品目、林業・漁業への拡大

来年度は米についてのモデル事業であるが、その後、畜産・酪農や林業、漁業まで拡大するとなると、大規模経営の扱いなど検討しなければならない問題が多くあろう。

(7) その他の論点

以上指摘した点以外に、環境保全との関係も重要な課題である。また、この戸別所得補償が納税者、消費者からどう理解されるかということも、制度の将来に大きな影響を与えるであろう。いずれにせよ、この制度の内容は農業経営に大きな影響を与える見込みであり、十分な検討と国民的論議が必要であろう。

(しみず てつろう)

地銀が取り組む食農連携

—北海道銀行の事例—

主任研究員 室屋有宏

1 農業サポート機能としての食農連携

近年、地銀を中心に中長期的な観点から組織的に農業金融に取り組む動きが強まっている。生産者側では川下の実需者との連携を通じ成長する農業法人等が増加しており、こうした法人等においては金融、販路、商品開発など小規模農家とは異なるニーズが生まれている。

農業融資に積極的な地銀等では、農業法人が必要とする経営発展のためのサポート機能の提供が、自らの農業融資の伸張とリスク管理に直結するとの認識が定着している。具体的なサポートとしては商談会やビジネス・マッチング等を通じた食農連携の推進が主要なものといえる。こうした取組みは単に農業者に対するアプローチとしてだけでなく、自らのコア取引先である商・工業者への提案力強化としても重視されている。

本稿では、地銀がどのように農業と商工業の連携を推進し、農業を振興・産業化し、自身のビジネス対象として取り込もうとしているのかについて、有力地銀へのヒアリングを踏まえて報告したい。

今回は北海道銀行の事例について取り上げる。

2 農業サポートのネットワーク形成と役割分担

北海道銀行(以下「道銀」)が経営トップの判断として農業融資を積極化し始めたのは06年以降のことである。同行の北海道農業に対する見方は、「農業だけで1兆円、関連産業

を入れると7兆円」とまさに地域の基幹産業であるが、農業は「可能性をまだまだ引き出していない産業」との認識である。道内でも1億円超の売上を持つ経営体は500程度しかなく、加工・販売のサポートを通じた経営支援が不可欠だとみている。

生産者の側でも「製品差別化したい」「販路の拡大」という新たなニーズが出てくると、民間金融機関へ相談に行く傾向があるという。こうしたニーズを的確にとらえトータルに支援していく、特に道銀はマーケティング支援による経営体の自立化を促進していくというのが基本戦略になっている。

注目されるのは、北海道では食農連携をサポートする民間ベースのネットワークが形成され、その中で実質的な役割分担ができていくことである。

道銀は日本政策金融公庫(以下「公庫」)の他、北海道農業法人協会(以下「法人協会」、北海道農業企業化研究所(HAL財団)と包括業務提携している。HAL財団は道内の農業者、商業者、消費者等を結びつけることを目的に「農窓」という農業ギャラリーを昨年3月に開設しており、ここで農業についてさまざまな相談ができる。「農窓」には大学、法人協会が協力機関として参加している。HAL財団は法人協会の事務局も担当しており、さらに法人協会は公庫との間で包括提携している。

道銀自身も農業に関連するさまざまな連携を推進するため「道銀アグリパートナーズ」を06年に立ち上げており、現在、約40社の企業が参加している。

道銀はこうしたネットワークを活用し、生産者が「埋もれることなく」同行に気楽に来てもらい、食農連携の「舞台」に乗せるサポート機能を提供していきたいとしている。

北海道での農商工連携については、食品加工メーカーが独自に生産者にアプローチしているのが現状であるという。生産者側でも法人協会のメンバーは農商工連携への関心が高い。ただし道銀としては、農業ビジネスとしての農商工連携アプローチはあると思っているが、現実には販路支援を中心に行っていく方針である。

3 農業融資の現状

道銀の農業向け融資残高は着実に伸びており、06年3月末56億円(融資先69件)から、09年3月末には100億円(同135件)となっている。また、今年6月には、農業融資の専門部署として「アグリビジネス推進室」が法人営業部内に新設され、現在担当2名と道庁OBのアドバイザーの3名を中心に活動している。公庫が認定する「農業経営アドバイザー」は現状2名だが、今後増員していきたい意向である。

無担保・無保証の農業者向けの商品の拡充も進んでおり、上限額を3,000万円と高めに設定し「マインドゥ・アグリ」を道銀ビジネス・ローンプラザ(本店)で取り扱っている。また、公庫CDSを利用した「アグリ・ワイド」を今年から投入した(上限6,250万円、期間は最長7年)。

融資態勢の課題としては、支店での農業融資の人材・ノウハウの蓄積がまだ進んでおらず、支店の担当者が転勤する場合など、取引先との情報・コンタクトが途切れないように本部からこまめに出張するようにしている。

4 工夫を凝らした商談会

道銀は以前から「食の商談会」というビジネス・マッチングを開催し、販路支援に力をいれてきたが、生産者の場合、実績は必ずしも挙がっていなかったという。生産者は独自に加工・販売していても「誰に何を売するのか」という意識が乏しく、またバイヤーにとっても通常のビジネス・マッチングは方々でやっているため新味がないという問題があったと同行はみている。

こうしたなかで昨年・今年と、道銀は経産省の「地域力連携拠点事業」を一部活用し、十勝と中標津に道内外の有力バイヤー20数名を招待、バスをチャーターし産地の実態・内容を泊りがけでじっくり見てもらう企画を行った。視察後もすぐ商談に入らず、まず生産者、バイヤーの間で素直に話し合う意見交換会を設定した。その後で「カリスマ・バイヤー」と呼ばれる有名バイヤーによるマーケティング・セミナーを聴講し、商談会に入るというきめの細かいスケジュールを組んだ。

道銀としては「商談会は生産者、バイヤー双方に長い目で見てほしい」との思いがあり、これによって生産者の意識が変わる「種まき」の役割を担いたいと考えている。今回の取り組みは、双方にとりじっくり素直に話ができたと大変好評であったと評価している。

農業者と実需者との関係は、安定供給や価格をめぐる対立する側面もあるが、道銀の商談会は双方がこれまで気付かなかった地域の農産物の価値を見極め、付加価値化・ブランド化を一緒になって進める取り組みとしても参考になろう。

(むろや ありひろ)

科学的基準を採用した水産物のブランド化事例

専任研究員 出村雅晴

1 水産物のブランド化をめぐる情勢

漁獲量の趨勢的な減少、長引く魚価の低迷等漁業をめぐる厳しい環境が続くなか、基本的には付加価値販売を目的とする水産物ブランド化の動きが続いている。インターネットで「農林水産物ブランド化」をキーワードに検索すれば、実に多くの県域等でブランド化が推進されていることがわかる。

「農政改革基本構想」（2004年5月発表）で「産地開発等を通じた産地ブランドの育成」がうたわれ、以降政策的な支援もあって産地ブランド化が進展しており、その一環として水産物のブランド化も急拡大している。

ちなみに、農林水産省の「平成18年度水産物における産地の販売力強化の取組事例」（06年9月大臣官房情報課公表）によれば、収集された78事例のうち25事例（32%）が「水産物の高品質化及びブランド化」に分類されている。このように、他産地との差別化が販売力の強化に直結するとの位置づけでブランド化事業が展開されている。

2 水産物のブランド化における特徴

水産物のブランド化においては、多くの場合天然資源を対象とするところから、商品の規格化等難点が多い。こうした特徴は、おおむね一次産品に共通するが、農産物の場合のように品種的、あるいは、有機・特別栽培といった栽培方法による差別化もできない水産物の場合は、漁場や漁法といった生産的条件や産地イメージに集約される地理的条件に差別化要因を求めざるを得ない。

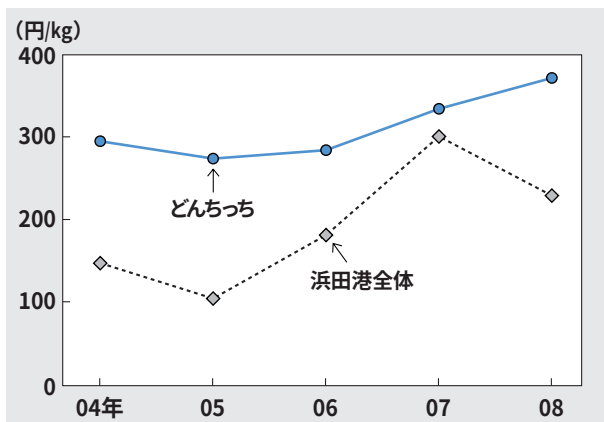
このほか、魚の扱い方や氷の使い方、「追っかけ」という表現に代表される鮮度を重要視した出荷体制など、鮮度管理面で差別化が行われる。「活け締めや神経抜きなど評価される取組みはあるが、他産地が同様の取組みをしたり、買い手がそれを要求したりして、すぐそれが当たり前になる。手間暇掛けて、あるいはコストを掛けても、価格面での評価は長続きしない。」（ある消費地市場荷受の話）との指摘もあるが、こうした取扱いを差別化の条件の1つとしている事例も多い。その土地土地で培われた長年の伝統的な要素もあろうが、ビニール袋に入れた氷を使った「下水」（例：「関サバ」）、あるいは海水と氷による「水氷」（例：「松輪サバ」）による出荷などの違いは、魚の身質の違いを考えたものであろう。

こうしたなか、科学的な基準を採用したブランド化の取組事例が注目される。規格化が困難な水産物において、脂質含有量という科学的な基準を採用した「どんちっちあじ」^{（注1）}（島根県浜田市）がそれである。

3 取組みの経緯と現状

浜田市では、地域水産業の活性化を目的に、02年水産関係11団体による「浜田市水産物ブランド化戦略会議」が組織され、①ブランド名やブランド魚の選定、②ブランド管理体制の構築とブランド規格の策定、③取扱店等認証制度の構築等順次推進体制を整備してきている。「どんちっち」ブランドの対象となったのは、アジ、カレイ、ノドグロの3魚種であるが、このうち科学的な基準が採用されて

第1図 マアジの平均価格の推移



資料 浜田市水産物ブランド戦略会議事務局提供資料、農林水産省「産地水産物流通統計」
(注) 浜田港全体は4～8月の加重平均値。

いるのはアジだけである。

アジは、有名な関アジのほか、岬アジ、萩の瀬つきあじ、旬^{とき}あじ、ごんあじ、玄ちゃんなど実に多くのブランドがあり、最大のブランド化対象魚となっているが、多くは漁法、漁場、魚体重などが規格に採用されている。この点、「どんちっちあじ」の規格は、浜田市水産物ブランド化戦略会議に加盟した団体が、島根県西部沖で漁獲し、浜田漁港に水揚げしたマアジで、①漁獲時期は4～8月、②魚体重50g以上、③平均脂質10%以上の各条件を満たすものとなっている。

他のブランドとの違いを際立たせる平均脂質含有量の測定は、05年4月以降、県水産試験場が開発した携帯型脂質計測器を使って水揚げされた日ごと、船団ごとに行っている。

「どんちっちあじ」(鮮魚)の年間取扱実績は600トン前後、浜田漁港における4～8月のアジの水揚げ高のおおむね10～15%で推移して

(注1) 当地域の「石見神楽」にちなんだ名称。

(注2) 浜田市水産物ブランド戦略会議事務局提供資料による。

(注3) 漁船漁業構造改革総合対策事業における当該地区の改革計画書(大日本水産会のホームページ「地域プロジェクトの進捗状況」に掲載)参照。

おり、08年度は3,860トンのうち536トン(13.9%)となっている。^(注2)アジの場合、漁獲量、魚体サイズ構成、あるいは鮮魚向け、加工向け、餌料向けといった仕向け用途構成によっても価格は変動するので、産地価格との対比でブランド化効果を読み取るのは難しいが、あえて同期間の産地市場価格と比較してみた(第1図)。

4 今後の課題

ある築地仲卸の営業担当者は、「どんちっちは旬^{とき}アジと同じ価格だが、脂質10%以上が評価されている」としており、徐々にブランドも浸透しつつある。

こうしたなかでの課題は、ブランド定着の一要件とされる安定供給の確保と思われる。当初、浜田中型まき網船主会所属の中型まき網船3か統でスタートしたものの、07年の1か統廃業を契機に山陰大中型まき網船主会(境港市)の加盟を承認(08年)し、市外の船団にもブランドの使用を認めたからである。この点、地元船に極力限定したい心情も理解できるが、むしろ、浜田港に水揚げされる「同じ漁場、同じ品質のアジ」を対象に、広くブランドを開放してはどうだろうか。同じ魚が、「一方はどんちっち、一方は単なる浜田産」となるわかりにくさも解消され、むしろ市場評価の向上も期待できるものと思われる。

科学的な基準に基づいた商品評価は、茨城県波崎地区や静岡県沼津地区の大中型まき網でも脂肪分測定器の導入が計画されるなど普及する兆しもうかがえ、その先駆的な取組事例として注目するところである。

(でむら まさはる)

統計にみる専門農協の現状

研究員 若林剛志

1 専門農協

専門農協とは、限られた事業を行う農協のことであるが、農林水産省では1995年より信用事業を行わない農協を専門農協と定義している。今回、専門農協をとりあげる目的は、長年議論されている農協の総合性と専門性について考えることにあり、そのために、まずは統計資料から専門農協の現状をみてみたいと考えたからである。専門農協の姿を垣間見ることができる唯一の公的統計は、農林水産省刊行の『専門農協統計表』である。本稿ではこの統計を利用するため、農林水産省の定義を専門農協としておく。

これまで、この統計が利用されることは少なかった。その理由として、専門農協には、出資、非出資の別、専門とする業種（酪農、養鶏、園芸特産等）に違いがあること、集計された組合が毎年同じとは限らず、更に調査への回答率が低かったことがある。「園芸特産」とは、園芸および工芸作物を中心とする専門農協のことである。

本稿ではこうした事情を承知の上で、専門農協の全体像や傾向を知ることができる数値のいくつかを、特に出資組合について概観することにする。

なお、08年3月末現在、専門農協数は2,298であるが、休眠となっている等の専門農協が多く、調査対象組合は796組合であった。

2 統計表の構成、組合数、組合員数

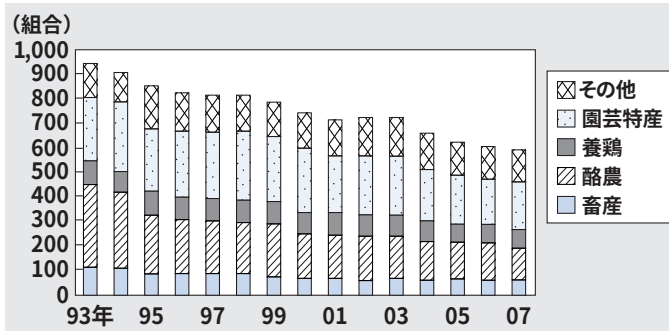
専門農協統計表は、専門農協数、組合員数、役職員数のほか財務状況が業種別に掲載されている。農協数が最も多い業種は、「園芸特

産」であり、07年度の調査対象組合数は196である（第1図）。

専門農協数は、総合農協と同様減少傾向にある。特に酪農協数の減少率が高く、この15年間で61%減少した。専門農協数の減少の要因として、専門農協間および総合農協との合併、解散が多いと思われる。

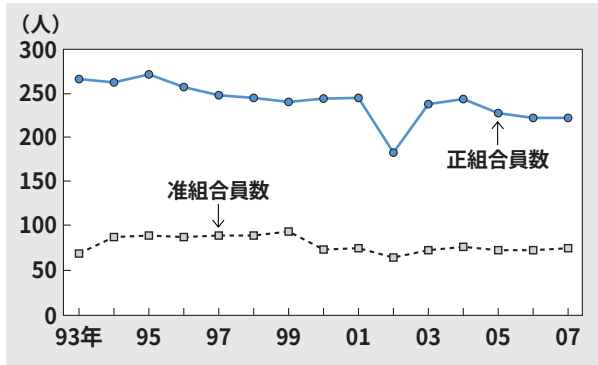
1組合あたり組合員数は、正・准組合員あわせ約300人と少なく、総合農協の約1万1,000人と比べ小規模である（第2図）。専門農協の1組合あたり正組合員数は減少傾向にあるが、准組合員数は近年横ばいで推移している。この点は、正・准組合員とも増加傾向に

第1図 専門農協数の推移（出資組合）



資料 農林水産省『専門農協統計表』、以下同じ
 (注) その他には一般、牧野管理、農村工業、農事放送、その他が含まれる。以下同じ。

第2図 組合員数の推移（1組合あたり、全業種）



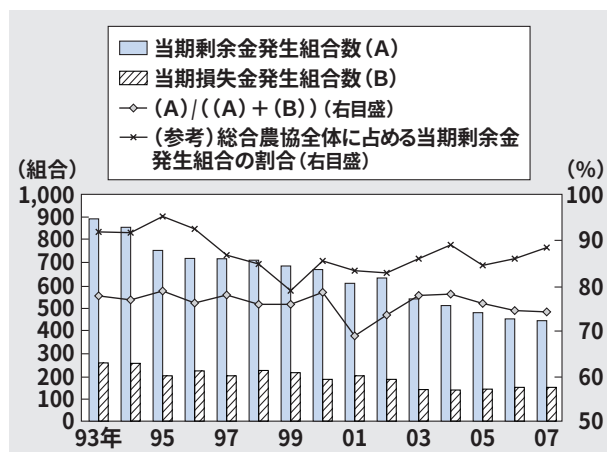
ある総合農協と異なる。ただし、正組合員の総数は、専門農協も総合農協も減少傾向にあり、農業者の減少がその要因となっていると思われる。

3 収支と資産

第3図は、当期剰余金、損失金発生組合数の推移である。参考に、総合農協全体に占める剰余金発生組合数の割合も掲載した。図によれば、当期剰余金を計上した組合の割合は、各年度ともおよそ7割以上である。参考に掲げた総合農協の場合は8割以上の年が多い。

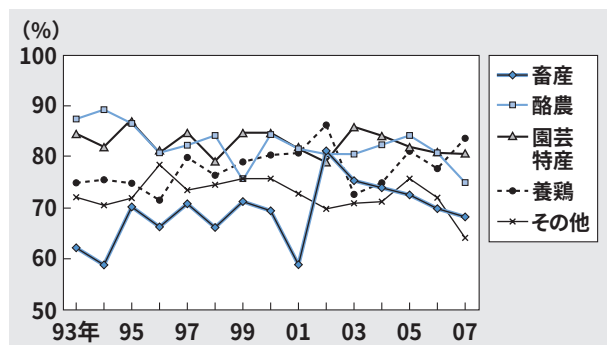
当期剰余金計上組合の割合を主な業種別に見たのが第4図である。07年において当期剰余金を計上した組合の割合が最も高いのは養鶏（83.8%）であるが、過去15年で見ると、園芸特産が最も安定的に当期剰余金を計上し、

第3図 当期剰余金および損失金発生組合数



(注) 総合農協のデータは農林水産省『総合農協統計表』による。

第4図 当期剰余金計上組合の割合（業種別）



第1表 組合あたりの資産（07年度、業種別）

(単位 組合、千円、%)

	組合数	純資産(A)	総資産(B)	自己資本比率 (A)/(B)
畜産	61	163,445	928,608	17.6
酪農	131	277,822	785,423	35.4
園芸特産	196	143,763	302,122	47.6
養鶏	74	257,163	687,887	37.4
その他	133	87,975	281,778	31.2
計	595	176,930	516,187	34.3

かつ当期剰余金計上組合の割合が高くなっている。当期剰余金計上組合の割合を、ばらつきの度合いをみる指標である変動係数でみると、園芸特産（3.0%）では総合農協（5.2%）よりも低く安定している。一方、畜産は変動が大きく（8.8%）、かつ当期剰余金計上組合の割合が低く（07年は68.3%）、収支が厳しく推移していることが窺える。

第1表は、資産についてみたものである。総資産の大きい順に畜産、酪農、養鶏となっている。しかし、純資産を総資産で割った値である自己資本比率を算出すると、最も総資産の大きい畜産では17.6%にとどまり、全業種中最も低く、その一方、園芸特産が47.6%と最も高くなっている。

4 おわりに

組合数では園芸特産が最も多く、酪農がその後に続く。園芸特産は、当期剰余金発生割合や自己資本比率が他業種と比べ高くなっており、農協経営に安定性があるように見える。

専門農協は、正組合員が全体でも1組合あたりでも減少傾向にある。当期剰余金計上組合の割合は、最も高い園芸特産でも総合農協より低い年が多くなっている。

今回は統計資料に絞って論じたが、今後は総合農協との比較も含め、専門農協の個別の現状についても論じていきたい。

(わかばやし たかし)

原油市況の先行き

— 需要反転の中、取引規制にも注目 —

調査第二部長 渡部喜智

1 原油市況は80ドル台を回復

過去2年ほどの間の原油市況は、「ジェットコースター相場」という表現がぴったりする暴騰と急落、そして再び反発基調をたどるという、変化に富んだものであった。

世界の原油市況の指標である「WTI(ウェスト・テキサス・インターメディアート)先物」(期近物・1バレル当たり、以下同じ)は、昨年7月に1バレル=145ドル台まで上昇した後、昨年の年末から今年初めにかけて30ドル割れ寸前まで下がった。

その当時は、金融危機の先行きが見えず、かつ世界同時不況による原油需要の減退から、10ドル台への下落もささやかれた。しかし、実際にはそのようなシナリオは起こらず、前述の30ドル台前半を底値に、春先から反発基調をたどった。

今年7月末以降は、70ドル台を回復し、比較的狭いレンジで堅調推移していたが、10月下旬には80ドル台に乗った。来年にかけての原油市況を考えてみたい(第1図)。

第1図 原油市況(WTI先物・期近物)の動向(週足)



資料 Bloomberg (NYMEX) データより作成

2 需要は底入れから持ち直しへ

昨年来の石油需給を見てみよう。

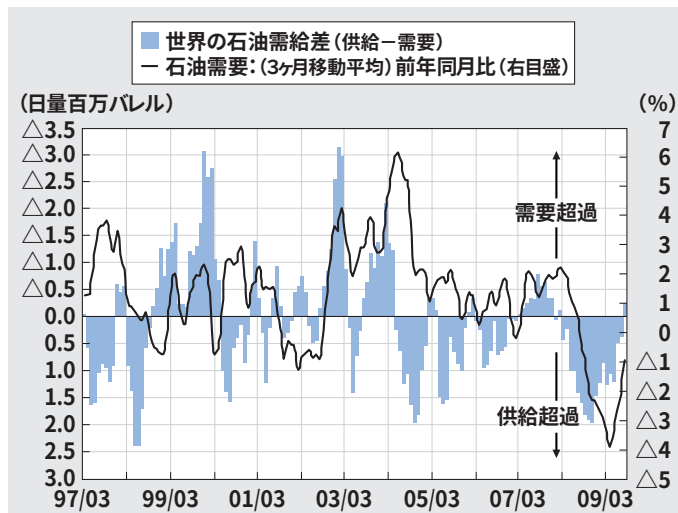
まず、石油需要は昨年秋からの世界不況の深刻化を受けて減少した後、今年夏場にかけて底入れしたと見てよからう。

石油需要は昨年前半に日量87百万バレルの水準をピークに夏場まで高止まりしていたが、昨年8月以降、12ヵ月連続で前年比減少が続いた。この減少は概ねOECD(経済協力開発機構)諸国などの先進国によるものであったが、中国・インドなどを含む途上国においても今年初めの第1四半期は景気低迷によって一時的に減少するに至った(第2図)。

世界同時不況の厳しさのなかで、世界の石油需要は一時は前年比約△4%まで減少したが、前年の比較するベースが低くなったこともあり、前年比減少幅は縮小している。

一方、供給サイドではOPECの減産が打ち出され、今年前半は生産枠を上回る生産は比較的小幅なものにとどまった。これが過剰供

第2図 世界の石油需給



資料 Bloomberg (Energy Intelligence Groupなど) データより作成

給を抑える要因となった。直近でこそOPECは実質的に生産増に向かいつつあるが、それでも前年比二けたの減産を行っている。以上の減産の結果、ロシアがサウジアラビアに代わり世界最大の産油国となっている。

中国やインドの経済成長が再加速し始めたのに続き、日・米、そしてユーロ圏の景気が底入れし世界経済の回復期待が広がってきた。そのような流れのなかで、国際エネルギー機関は来年初めには石油需要が増加に転じると予測している。同機関の予測では、2010年(通年)の石油需要は09年比1.7%増加するという。以上のような中で、世界の石油需給は徐々に締まっていくと見られているわけだ。

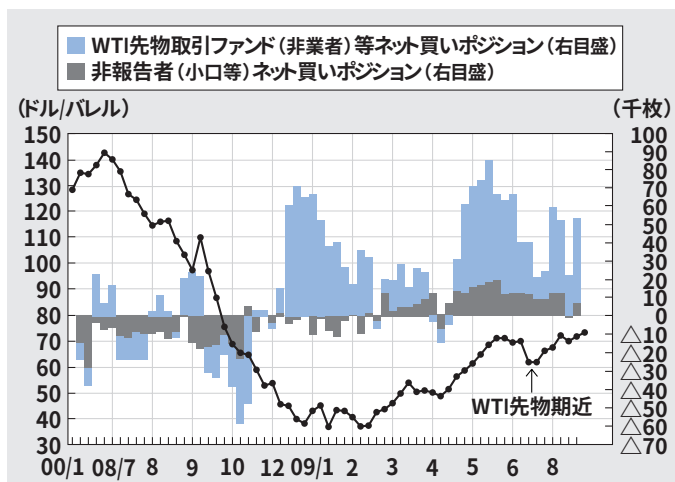
3 原油取引への規制とファンドの動き

米国の原油取引への参加者は、商品先物取引委員会(CFTC)への報告義務の有無でまず二分される。「報告義務者」は①石油メジャーや国営石油会社や石油元売など「業者」筋(Commercial)と、②それ以外の「非業者」(Non-Commercial)筋に区分されていた。また、投資対象として石油への関心を高めインターネットを通じ取引所との直接取引をする富裕層投資家が増えたと言われているが、これらは「非報告者」に含まれる。

以上の参加者についての取引データによれば、昨年末に「非業者」筋に加え、「非報告者」も売り越しに転じており、急落局面で利益をあげた者もいたと思われる。しかし、これら投資家は春以降、買い越しに転じ、それを維持している(第3図)。

オバマ政権での石油をはじめとする商品規制の論議では、以上の参加者が暴騰にどのような役割を果たしたのかに注意が向けられている。これを受けCFTCは、9月から「報告義務者」を「石油生産者・加工業者等」、分散運用の動きのなかで勢いを増した「ファン

第3図 WTI取引のポジション動向



資料 Bloomberg (CFTC、NYMEX) データより作成

ド等」(商品運用顧問や商品投資管理業者など)、取引仲介する「商品ディーラー」の三区分に分けた新しい取引データの発表を開始した。

同データによれば、全体の建玉のうち、ファンド等は買い建玉の2割を占めるにとどまっているが、9月以降買い越しが増える傾向が現れており、ファンド筋の強気の相場観が示される。一方、純粋なヘッジは全体の35%強程度であり、残りがディーラーによるスプレッド(鞘取り)取引となる。

同政権は8月に商品関連を含む金融派生商品(デリバティブ)の取引規制に踏み出す法案を提出し議会在審議中である。当初案より店頭規制が緩和される方向にあるが、相場の乱高下要因となるとしてヘッジ以外の取引(持ち高)規制が入る可能性がある。

米国では06年4月にWTIに連動する石油ETFが誕生し、一般投資家も手軽に「石油」に投資できるようになった。日本でも今年8月に同様の石油ETFが上場され、投資家のすそ野は今後も拡大が見込まれる。米国での商品取引の規制が乱高下を抑えることが期待されるが、石油需要が反転・増加していくなかで、前述のファンドとその投資資金の動向には注意が必要だ。

(わたなべ のぶとも)

市場規律としての預金者行動について

—預金者行動と金融機関経営の関係—

調査第二部 副部長 矢島 格

1 はじめに

金融機関経営をモニターする主体としては、政策当局のほか、預金者および株主などが挙げられる。そのなかでも、金融機関にとって最大の資金調達先である預金者の行動(経営状態などを見て預金先を選択・変更する行動など)は、金融機関に健全経営を促す重要な市場規律と言える。

わが国では、1990年代の金融危機において、金融システムが政策当局による規制に偏りすぎていた弊害が指摘され、預金者行動等による市場規律強化の必要性が広く主張された。

その主張に基づき、預金保険制度の改正が行われ、ペイオフが段階的に解禁された。具体的には、2002年4月には、定期性預金を対象にして、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1千万円とその利息までの定額のみを保護することにされ、続いて05年4月には、定期性預金以外の普通預金等についても、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1千万円とその利息までの定額のみを保護することにされた。

では、これまでの預金者行動は、金融監督・規制を一部代替・補完する市場規律として、期待どおりに機能してきたのであろうか。

いくつかの先行研究によれば、一定の条件付きながらも、市場規律としての預金者行動は機能してきたとする報告がなされているが、改めて、この点を確認してみたい。

2 ペイオフ解禁前の預金者行動

まず、02年4月のペイオフ解禁以前の預金者行動を確認する。具体的には、最も多くの

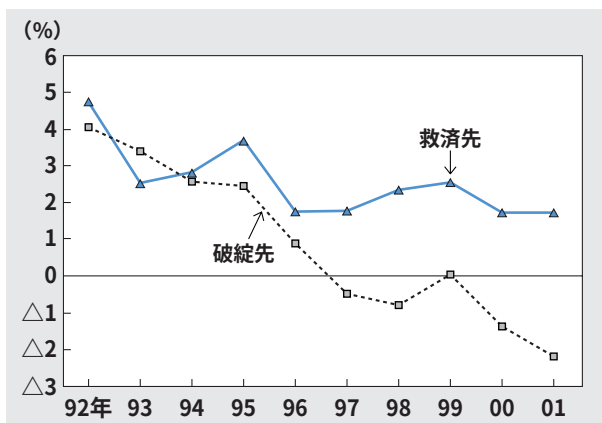
金融機関が破綻した02年3月期における破綻金融機関(第二地方銀行2行、12信用金庫、28信用組合)とその金融機関を救済する金融機関のそれぞれの預金残高の対前年度比変化率の平均値の推移(92年3月期～01年3月期)を比較してみる。第1図がその結果である。

96年3月期までは、救済先と破綻先の預金残高の対前年度比変化率はほとんど差がなかったが、97年3月期以降では、両者の差が明らかになった(平均値の差の検定でも統計的に有意な差となっている)。

この分析には、各金融機関の財務状態などの要因が考慮されておらず、得られた結果からの解釈は限定的なものにならざるを得ないが、預金が実質的に全額保護されていたにもかかわらず、97年3月期以降、預金者が、破綻する見込みのある金融機関を予想し、その予想にもとづいた行動をとった可能性が示されていると言える。

そして、この預金者行動は、預金者がペイ

第1図 預金残高の対前年度比変化率の推移



資料 各年の全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』、金融コンサルタント社『全国信用金庫財務諸表』『全国信用組合財務諸表』より作成

オフ解禁後の状況を見越して前もって準備したものであるという推測もできよう。

3 ペイオフ解禁後の預金者行動

次に、02年4月のペイオフ解禁以降の預金者行動を確認する。具体的には、03年3月期～08年3月期の6年間の都市銀行、地方銀行および第二地方銀行のそれぞれの預金残高の対前年度比変化率を被説明変数として、各種財務指標を説明変数とする回帰分析を実施する。

この分析は、各行の財務指標が預金残高の対前年度比変化率にどのような影響を与えたかを統計的に検証するもので、良好な財務指標を有する金融機関の預金残高の対前年度比変化率はプラスとなり、そうでない金融機関の預金残高の対前年度比変化率はマイナスになっていたことが確認できれば、預金者行動は市場規律として有効に機能したと理解できるであろう。

分析結果は、次のようになった。^(注1)

- (1) 自己資本比率が高い金融機関ほど預金残高は増加傾向となっていた。
- (2) 不良債権比率が低い金融機関ほど預金残高は増加傾向となっていた。
- (3) 総資産利益率が高い金融機関ほど預金残高は増加傾向となっていた。
- (4) 流動性比率^(注2)が低い金融機関ほど預金残高は増加傾向となっていた。

(1)～(3)からは、財務状態が安定して資産の質が良く収益性が高い金融機関ほど、預金残高は増加していることを示しており、預金者行動が市場規律として機能したと解釈できる。また、(4)については、経営状態の良くない金融機関の方が預金引出しによる流動性

逼迫を懸念し予防的に流動性を高めておく傾向が強いことを想定すれば、経営状態が良好な金融機関ほど流動性比率が低くなり預金残高は増加したと言えるので、市場規律としての預金者行動は機能したと解釈できよう。

つまり、ペイオフ解禁以降も、預金者行動は、金融機関経営にとっての市場規律として機能していたことが確認できた。

ところで、上記の回帰分析において、説明変数に、「都市銀行であるか否か」という変数も加えてみたところ、都市銀行であれば預金残高が増加するという傾向が示された。この結果は、都市銀行であれば財務状態や資産の質などに関係なく預金残高は増加するということであり、「都市銀行であれば大丈夫」というような考えなどにもとづく預金者行動によってもたらされたものと解釈できよう。

このような預金者行動は、都市銀行にとって適切な市場規律としては機能せず、むしろ健全経営へのインセンティブを弱くさせかねないものであり、留意すべきであろう。

4 おわりに

わが国における預金者行動は、これまで金融機関経営にとっての市場規律として一定の機能を果たしてきたが、今後も、金融監督・規制をより効果的なものにし、金融システムの安定を維持させていくうえで、金融機関の経営努力のインセンティブを適切に高める預金者行動は重要である。

引き続き、今後の金融危機の影響等も考慮に入れながら、市場規律としての預金者行動をめぐる動向を注視していくことにしたい。

<参考文献>

- ・矢島格(2010)「日本における預金者規律の有効性について－92年3月期～08年3月期を対象にした分析－」中央大学『大学院研究年報 総合政策研究科篇』第13号掲載予定(10年2月)

(やじま いたる)

(注1) 分析の詳細は、矢島(2010)を参照。

(注2) (現金預け金+国債)÷総資産

自然資源経済論プロジェクトがはじまりました

一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下英俊

1 自然資源経済論プロジェクトとは

一橋大学では、農林中央金庫からの寄附金により、今年度から自然資源経済論プロジェクトが発足しました。大学院経済学研究科の寺西俊一教授(環境経済学)を代表とし、学内のスタッフに加え農林中金総合研究所の協力を得て、同総研の研究員にもプロジェクトに加わっていただいています。

「自然資源経済」とは、本プロジェクトを立ち上げるにあたって寺西教授が新たに提唱した概念です。農業・林業・水産業など、自然資源に依存した産業と、そうした産業に依拠する地域経済を総体として捉えるための枠組みです。従来の一次産業だけでなく、食品加工業や観光業、自然エネルギー産業など、幅広い産業分野が対象となります。

現在、日本では、自然資源経済の危機というべき状況に直面しています。農業・林業・水産業自体が、高齢化にともなう担い手不足や貿易自由化にともなう国際競争にさらされています。地域社会も、過疎化・高齢化に地方切り捨てともいうべき小泉改革が追い打ちをかけ、存続が危ぶまれる状況です。従来、人の手により管理されることで保たれてきた自然環境も、自然資源経済の衰退によって十分な管理ができなくなり、水源涵養や国土保全といった機能を失いつつあります。

本プロジェクトは、こうした自然資源経済の衰退という現状を踏まえて、自然資源経済とそれに依存した地域社会がいかにして持続

可能な発展を達成できるのか、それを支えるためにどのような政策が求められるのかを検討することを、主たる目的としています。

2 筆者の考えるアプローチ

筆者自身は、資源経済学という分野を担当していますが、これまでに主として研究してきたのは、廃棄物・リサイクル政策が中心でした。出身は長野県ですので、自然資源経済の現場についてはある程度の理解はあるつもりですが、農業・林業・水産業などについてはこのプロジェクトを通して勉強させていただくことになります。

研究対象としては新しい領域への挑戦となりますが、研究手法としては、従来廃棄物問題の分析に用いてきた「マテリアル・フローの政治経済学」というアプローチを応用することができないのではないかと考えています。具体的には、①対象とするものの流れ(マテリアル・フロー)と、②それに対応したお金の流れ(マネー・フロー)、③それらに関わる利害関係者、④以上を制御する法制度を分析することで、現状の課題を抽出し、対策として求められる政策を明らかにすることができるという考え方です。自然資源経済の分析にあたっては、対象としている自然資源のストックとフロー、そこから生み出される経済的富の地域経済における循環を捉えることで、自然資源の持つ経済的な豊かさの一面を定量評価できるのではないかと考えています。

3 これまでに実施した現地調査

初年度はこれまでに、3回の現地調査を実施することができました。まず、7月半ばに熊本県の天草と阿蘇を、次に、8月上旬に北海道の知床を、そして8月下旬に広島県の三次と島根県を訪問しました。

天草では、第26回天草環境会議に参加し、苓北町の農家や漁家にお話を伺うことができました。苓北町は豊かな自然資源に恵まれているのですが、住民の反対を押し切って石炭火力発電所を誘致するという、自然資源を破壊する外来型の開発政策を採用してしまいました。発電所誘致による経済効果は一時的なもので、更なる効果を求める町は、発電所2号機の設置、石炭灰リサイクル工場の誘致など、発電所への依存を強める方向に進んでいました。本プロジェクトでは、外部からの産業誘致に依存するのではなく、その地域の自然資源を生かして地域発展を進めるための方策を探る必要があると改めて感じました。また、阿蘇では、農業への新規参入の第一人者である木之内農園の木之内均社長と、赤牛肥育農家にお話を伺うことができました。

知床には、当初は自然資源経済の中でも、自然保護とそれに基づいた観光業の現状を探る目的で訪問しました。知床の自然保護活動は、日本を代表するトラスト型自然保護である「しれとこ100平方メートル運動」など、斜里町が主体となって進められてきたこと、その原動力は藤谷元町長のリーダーシップであったことは、この分野ではよく知られています。一方で、今回の調査で確認したのは、斜里町には大規模畑作農業とサケ・マス漁業という自然資源経済の2本柱があり、2つの

産業から生まれる経済的富が一定程度地域に環流していることでした。ここから得られる税収が町財政に一定の基盤を与え、独自の自然保護政策を推進する下支えとなったのではないかと感じました。

三次では、本プロジェクトの主要な問題領域である中山間地域の現状を把握し、問題解決に向けた先駆的な取り組みを視察することができました。三次農協では、集落法人の育成を通じた農業・農村の活性化の取り組みを紹介していただきました。三次地方森林組合では、所有者が管理できなくなった人工林について、集約化施業や森林経営信託など組合が積極的に管理をになう取り組みを紹介していただきました。緑の雇用創出事業によって若手の林業技術士が増えつつあるとのことで、利用間伐の現場で若手技士の方が高性能機械を巧みに操る様子を見学させていただきました。また、島根県中山間地域研究センターでは、中山間地域の再生に向けた様々な取り組みを紹介していただきました。

4 今後に向けて

冬学期からは、外部からの講師を招いた寄附講義「自然資源経済論」を開講しました。夏の調査も踏まえつつ、この講義を通じて、学生たちとともに日本の自然資源経済の再生を考えてゆきたいと思っています。この講義は一般市民の方にも公開しております。詳細は、自然資源経済論のホームページ(<http://www2.econ.hit-u.ac.jp/~kankyoprj/ssk/>)をご参照ください。

(やました ひでとし)

カーボン・フットプリントで地域づくり

主任研究員 荒木謙一

1 島根県飯南町環境への取組み

島根県飯南町は、広島県境に接する人口約6,000人の山あいの町である。旧頓原町と旧赤来町が合併して05年に誕生し、それ以来、「小さな^{まち}田舎からの『生命地域』宣言“いのち彩る里 飯南町”」を町の基本理念として据えてきた。町ではこの理念を地域づくりの施策に具体化するための試行錯誤を重ね、その結果、住民の環境意識を高め消費者の環境意識にアピールする戦略として、今年からカーボン・フットプリントによる環境への取組みを始めた。

2 カーボン・フットプリントとは

カーボン・フットプリントとは、「炭素の足跡」という意味であり、商品の原材料調達、生産、物流、販売、消費から廃棄に至るすべてのプロセスで排出された温室効果ガスを数値で表したものである。第1図に、飯南町のカーボン・フットプリントの考え方を示した。カーボン・フットプリントにより、消費者が個別商品のCO₂排出に関して信頼できる

情報を入手することで、環境意識が高まり排出量削減に向けた商品選択を行うことが期待できると考えられる。

ところで、カーボン・フットプリントを農産物に表示する場合、工業製品では当然と思われるけれども農産物には通用しにくいこともある。例えば、農産物の消費や廃棄の段階から生じるCO₂をどのように考えればよいだろうか。家電製品を例にとれば、使用や廃棄に伴うCO₂排出量を、一定の前提の下に算定するのは容易だが、農産物を生食する場合と調理する場合では消費エネルギーも異なる。廃棄段階についても焼却処分する場合と堆肥化する場合では異なる。

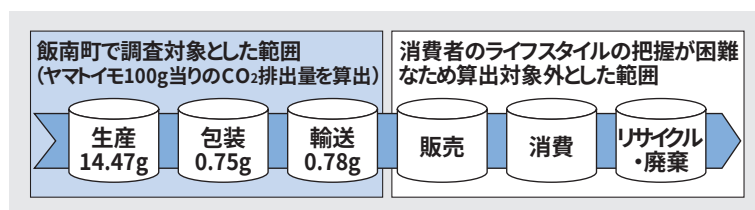
このように、カーボン・フットプリントは消費者が目にすることになるラベルのシンプルさにもかかわらず、その背景となる考え方にはかなり複雑な要素を含んでいる。この分かりにくさをどう改善できるかが、普及にあたって重要となると考えられる。

3 飯南町とヤマトイモ

飯南町がカーボン・フットプリントの検討をはじめた時、対象とする特産品の候補は他にもあったが、最終的にはヤマトイモ（やまと芋）が第一弾として選ばれた。

飯南町でヤマトイモが生産されるようになったのは95年からであ

第1図 飯南町のカーボン・フットプリントの考え方



資料 飯南町の説明資料より作成
(注) 飯南町内で販売する場合の数値。

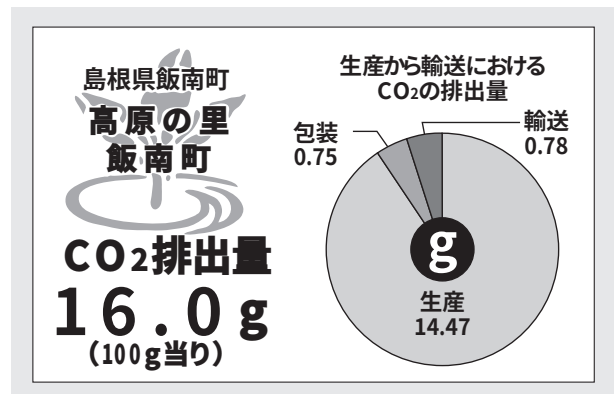


店頭に並ぶ飯南町産ヤマトイモ

る。旧赤来町の転作奨励作物として、町の特産品とすることを目指しての導入であった。ヤマトイモ生産組合の組合員戸数は08年には22戸、生産量は11トンであった。町の第三セクター企業を通じて、生産量の約7割が焼酎などの加工用原料として企業に販売され、3割が生食用として東京圏の高級スーパーや町内の道の駅で販売されている。また、道の駅にあるレストランでは、ヤマトイモを材料としたメニューを提供している。町ではレシピ作りを通じて、ヤマトイモの消費拡大を図る取り組みも行っている。今後の展開については、町内の生産力も見据えながら、真にメリットのある販路を地道に開拓していく意向である。

ヤマトイモがカーボン・フットプリントの第一弾として選ばれた理由は、このように、町と生産者がタイアップして特産品として育ててきた背景があること、また他産品より排出量を算出する上での問題点が少なかったことなどである。なお、カーボン・フットプリントをはじめるにあたっては、生食用の販売

第2図 飯南町のカーボン・フットプリントのラベル



資料 飯南町の説明資料より抜粋(町内販売用)

市場が東京圏と町内に分かれるため、輸送段階の排出量を各々計算して2種類のラベルを作り包装に貼付することとした(第2図)。

4 飯南町の実践の意義

飯南町の実践は、行政と生産者の連携により、消費者の環境意識に訴えつつ、特産品の特色を打ち出し知名度向上を図る方法として、ひとつのモデルを提供するものである。

将来他の産品にも実践が広がっていけば、独自のやり方で環境への実践を行う地域としての知名度も高まり、特産品の評価向上を通じてさらに大きなメリットが得られる可能性もあるだろう。こうした実践にはリスクも伴うが、“小さな田舎”としてできることを、十分に斟酌したうえでの実践は期待も大きい。飯南町では今後も粘り強く条件をクリアして、対象となる産品の範囲を広げていきたいと考えている。

(あらき けんいち)

J A 出資型農業生産法人の取組み

—みらいアグリサービス株式会社(福島県 J A 伊達みらい)—

主任研究員 内田多喜生

1 はじめに

農地の保全や地域農業の維持・活性化にJAが農業生産法人を設立して取り組む事例が増えている。本稿ではそうした一例として、福島県JA伊達みらいが出資するみらいアグリサービス株式会社の取組みを紹介したい。

2 設立の経緯

みらいアグリサービス株式会社(以下同社)はJA伊達みらいが設立発起人となり、2006年7月に県内初のJA出資型農業生産法人として設立された。設立の契機となったのは、05年にJA管内の農家に対して実施された地域営農の実態アンケート調査である。JA管内は桃、柿、いちごなどの園芸作物を中心とした地域

で、農家1戸当たりの水田面積は0.5haと経営規模が小さいが、アンケートからは農家の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加等への対応が重要な課題であることが明らかになった。

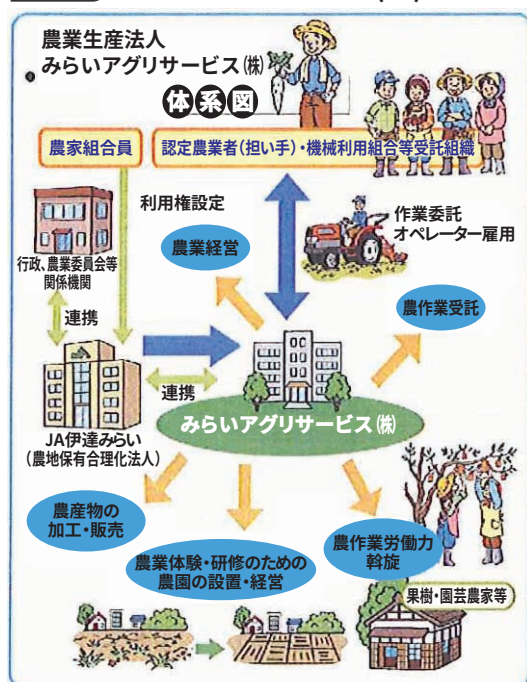
品目横断的経営安定対策が目前に控えるなか、この結果を受けJAでは新たな地域農業の生産体制の構築と担い手育成の対策を早急にとる必要があると考えた。その上で、JAが主体的に地域農業にかかわるためにはJAが出資する農業生産法人の設立が望ましいとし、県中央会の協力のもとJAに専任担当者を配置し、設立趣旨や事業計画等について検討を重ねた。そして集落座談会等の組織討議を経た上で06年5月の総代会で可決承認され、同年7月同社は設立されたのである。

3 組織および事業内容

同社の事務所はJAの営農生活部内に置かれ、出資金1,000万円(うち99%JA出資、現在は、3,150万円(うちJA2,950万円))、役員4名(うち2名常勤)体制でスタートした。なお、同社の事業目的は①農作業受託、②農業経営、③農産物加工販売、④農業体験、研修を目的とする農園の設置ならびに経営、⑤一般労働者派遣事業、⑥職業紹介事業、⑦その他①～⑥に付帯する事業、とされた。

設立後、まず取り組んだのは規模が小さく経営安定対策に加入できない農家の農地を同社に集積するための利用権設定であった。ただし、同対策の交付金だけでは法人経営の発展は難しく、JA本体で取組みがない事業で(設立の際、同社はJA、農家と競合しないことを

第1図 みらいアグリサービス(株)体系図



出典 JA伊達みらい資料

方針とした)、農家や住民ニーズに応える新規事業に同社は取り組む必要があった。そのため、同社はJA遊休施設を利用した農産物加工販売、遊休農地での農産物契約栽培、農家への労働力斡旋事業等様々な新規事業に取り組んでいく。

以下同社の事業を個別にみていくこととする。まず、設立の直接の契機となった品目横断的経営安定対策関連事業では、同社自ら認定農業者として農家の農地を集積して同対策の受け皿となり、08年度の利用権設定・受託契約面積は麦10.6ha、大豆51.5haに上る。

次に、農産物加工販売事業は06年よりJAの遊休施設を活用した特産のあんぼ柿(干し柿)の加工作業に取り組んでいる。高齢化により作業が困難になりつつある管内の農家から原料を調達し、JAの遊休施設を利用して乾燥等の加工を行い出荷するものである。

さらに、遊休農地を活用した農産物の契約栽培では、07年からJA全農福島を通じて大手食品会社とのジュース用トマトの契約栽培を行っている(09年75a)。収穫したトマトの一部はJAオリジナルの缶入りトマトジュースに加工され、県内JA直売所や県観光物産館などで販売されている。また、地元の漬物加工会社との間でニンジンの契約栽培(09年60a)にも取り組み、地産地消の一環として郷土食「イカ人参」に加工され県内を中心に販売されている。さらに、09年からはエゴマの契約栽培を新たに始めている。なお、同社ではこれら一連の取り組みは一般農家への普及が念頭にあるとしており、遊休農地活用のモデル事業的な性格を持っていることが注目される。

そのほか労働力斡旋事業については07年2月に職業紹介事業の認可を受け、同年3月より事業を開始し、果樹、野菜、水稻などの作

業全般やあんぼ柿加工、そのほか各種農作業などで雇用のあっせんを進めている。農家の高齢化により需要は大きく、08年度は就労者数、就労延日数ともに前年を15%以上上回っている。また、本年9月には直売所に併設するかたちで、市民農園もオープンさせている。

このように同社の事業は多岐にわたるが関係者の努力とJA、関連団体との連携もあり、設立3年目の08年度に単年度とはいえ黒字を計上した。また、同社の農業経営および農業関連事業は地域農業の基盤強化や農業振興にもつながっている。ただし、現状は経営所得安定対策にかかる交付金への依存度が高く、さらなる新規事業への取組みが課題となっている。例えば、加工用農産物栽培についても製造・販売まで行う6次産業化により、より付加価値の高い地域農業へ波及効果の大きい事業展開ができないかと考えている。

4 おわりに

農家の高齢化や担い手不足等により地域農業の脆弱化が懸念され、JAが地域農業の維持・振興に果たす役割が問われているが、その多くはJAに「最後の受け皿」としての役割を期待するものである。しかし、下支えだけでは地域農業の活性化につなげることは難しい。その意味でみらいアグリサービス株式会社の取組みは地域農業の「最後の受け皿」と「新たな農業モデルの展開」という守りと攻めの両面の役割を果たしていこうとする意欲的な取組みであり、地域農業振興へのJAの新しいかわり方として注目される。

(うちだ たきお)

農林金融2009年10月号

米政策の展開と稲作経営政策の課題

(清水徹朗)

1994年に食管法が廃止され、新たに食糧法が制定された。03年度から実施された米政策改革では、稲作の構造改革のため対象を絞った経営安定対策制度を設け、生産者団体主役の生産調整制度としたが、零細経営が多数を占める稲作の実態と乖離した制度であったため不満を持つ農家もあった。

今年の8月に行われた衆院選で農家への戸別所得補償政策の導入を掲げた民主党が勝利し、戸別所得補償制度の導入が実現する見込みである。戸別所得補償制度は、全ての販売農家を対象に生産費と販売価格の差額を補償するというものであり、総額1兆円を想定している。農業経営の安定のためには必要な政策であるが、財源の捻出のためには公共事業の削減や農政機構の改革が必要であり、かなりの困難が予想される。

次期CAP改革の展望

(平澤明彦)

EUの共通農業政策(CAP)の次期改革は予算の見直しを伴う大きなものとなる。その大きな課題は04年・07年新規加盟国のCAPへの最終的な統合、とくに直接支払いの格差是正である。

しかしCAP財政の拡大はむしろ縮小が見込まれるため、格差是正は既往加盟国の直接支払い水準引下げにつながる。一方で既往加盟国のEU財政への純拠出は、新規加盟国の所得水準が低いために増大している。同質性の低下した拡大EUに見合う制度の確立が焦点の一つとなろう。

国別農業政策への回帰を防ぐ方策は、農村振興政策への財源移転による受益国の負担拡大や、各国内における直接支払い再配分などが考えられる。

また、バイオ燃料政策や、欧州議会の立法権限拡大など非農業部門からの影響が高まるであろう。

農林金融2009年11月号

地域社会農業における農協の役割と機能

(蔦谷栄一)

農家所得は純減し、農家経営は存続の危機にさらされており、農協経営の危機に直結するだけでなく、農協の役割なり存在意義が問われてもいる。

日本農業の再生のためには、「地域社会における生活と農業の一体的な関係を基底として成り立つ」地域社会農業の確立を基本軸にしながら農協事業の見直しを行い、農家の経営改善をすすめていくことが焦眉の急となっている。

農家経営の改善をはかっていくポイントはJAグループあけて食品産業等との連携をすすめ販売流通機能の強化をはかっていくところにあり、あわせて担い手対策、農業経営管理支援に一体的・統合的に取り組んでいくことが必要である。これらを中心にビジネスモデル化し、農協批判に実績をもって反論していくことが求められる。

品目別にみた農業生産の推移と

農協・地域への影響

(内田多喜生)

日本の農業総産出額はピークからは約3割減少しているが、とくに米、果実、畜産の減少額が大きい。市町村別農業産出額データを地帯別に集計を行い分析すると、これら品目を主力とする地域は農村・過疎地域ほど多く、これら品目の減少の影響が農村・過疎地域で相対的に大きかったことがうかがえる。また、農業生産の大幅減が生じた地域は他産業の振興が難しいとみられる地域も多く、地域経済への影響も大きかったとみられる。

このような農業環境が悪化したとみられる地域ほど、農業生産活動ならびに地域の経済社会活動に農協が果たす役割は大きい。農協は農業振興と共に生活基盤の役割を維持しつつ、農を機軸に地域経済全体の再活性化を進めていく必要がある。

農林金融2009年10月号

農業協同組合法制の課題と展望

(農林中央金庫JAバンク統括部主監 明田 作)

農協の目的およびその基本的な性格のあり方をめぐっては、これまでさまざまな議論が行われてきた。しかし、農民の協同組織体としての農協の目的およびその基本的性格は、農業協同組合法制定当時から基本的な変更は加えられてこなかった。戦後の農業協同組合法が指定した農民像や農村社会が著しく変貌するなかで、今日的に、農協の社会的価値や役割について再検討することは不可避である。とりわけ、准組合員が組合員全体の過半に達する状況にあって、組織の構成員としての准組合員には、新たな位置づけが与えられるべきである。JAグループが、その方針として准組合員の拡大を掲げる以上、准組合員を正當に位置づけるための組織理念、運動理念の確立は急務であろう。

農林金融2009年11月号

共同乾燥施設の自主運営方式にみる

農協と組合員の関係

(若林剛志)

本稿は、共同乾燥調整施設（以下、共乾施設）の運営を、農協と組合員のどちらが担うかについて考察したものである。共乾施設の運営方式には、組合員が自ら運営する自主運営方式と農協が運営する農協委託方式があり、前者は合意形成が、後者は施設の管理能力が、それぞれ相対的に優れていると仮定して分析を行った。

結果は、組合員に対する農協の合意形成能力が、農協に対する組合員の施設管理能力を上回る場合に自主運営方式が、その逆に農協委託方式が採用されやすくなるというものだった。

この結果を実際の施設運営へ適用することは難しいが、考察の結果は、運営方式の見直しが効率性改善につながる場合があることを示唆している。

金融市場

2009年10月号

情勢判断

- 1 生産持ち直しの一方で、悪化が続く雇用環境
～年度下期には景気足踏みの可能性も～
- 2 2009～10年度改訂経済見通し(2次QE後の改訂)
～実質成長率は09年度:▲3.4%,10年度:0.9%～
- 3 米景気回復期待の一方、早期利上げ観測後退

今月の焦点

- 1 ライフステージに合った商品を推進する
埼玉縣信用金庫
- 2 米国農業信用庁と農業信用制度
- 3 賃貸住宅経営に増す逆風
～空き室増加と若年人口減少～
- 4 外国為替市場における決済システムCLSの重要性

連載

- 1 内部統制のいま<第6回>
- 2 経済統計の基礎知識<第6回>

2009年11月号

情勢判断

- 1 年度下期に懸念される景気足踏みリスク
～財政・金融政策とも出口戦略までには時間が必要～
- 2 米景気回復は極く緩やか、利上げはかなり先

今月の焦点

- 1 多面的展開で顧客基盤の深掘りを進める
十六銀行
- 2 今回の金融危機と米国クレジットユニオン
- 3 欧州の金融監督制度と中央銀行制度
～フォルティスのケースを中心に～

連載

- 1 内部統制のいま<第7回>
- 2 経済統計の基礎知識<第7回>

戸別所得補償制度と集落営農

花巻農業協同組合 集落営農トータルアドバイザー 大和章利

政権交代により鳩山内閣がスタートしました。鳩山首相は政治信条として「友愛」の精神を掲げています。

この「友愛」という言葉で私が連想するのは花巻市に生を受けた詩人宮沢賢治の「世界ぜんたいが幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という標語です。これは「農民芸術概論綱要」の中の標語であり、集落営農に通じるものと思っています。

鳩山内閣での農業政策の最大のテーマは民主党のマニフェストに掲げられている戸別所得補償制度の導入であります。戸別所得補償制度での集落営農はどのように位置づけられるのか不安でありましたがマニフェストを補完する政策集で「集落営農を含む」と明記されましたので不安は解消されました。更に政策集には食料安全保障の観点から、米の備蓄を300万トンの棚上方式に転換するとなっており、現状の100万トンの回転方式に比較して大きな進歩と思います。

戸別所得補償制度はマニフェストの工程表では平成23年度スタートとなっておりますが秋まき小麦の播種を考えると制度設計の時間は短いと思われます。併せて集落営農による販売農業者としての要件も早めに示していただかないと対応が混乱します。これは平成19年度にスタートした品目横断的経営安定対策の際にも現場では混乱した経験があることからの要望です。

農林水産省が公表している平成21年3月1日現在の集落営農活動実態調査によると全国

の総集落営農数は13,436経営体であり、法人割合は13.4%となっています。逆算すると法人以外の組織が86.6%の11,635経営体となります。また水田・畑作経営所得安定対策加入組織は53.5%の7,194経営体であり、1組織当たり平均集積面積は40.0haとなっております。どれだけの集落営農組織がスムーズに戸別所得補償制度に移行できるか注目されます。

戸別所得補償制度は食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行う販売農業者(集落営農を含む)に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)の差額を基本とする交付金を交付するものです。したがって交付金は全国一律が基本と思われますので各集落営農組織は生産に要する費用(生産コスト)の低減が重要になってきます。

生産コスト低減のためには先ず各組織自らの経営内容の把握が必要です。そのためには貸借対照表・損益計算書・損益計算分配計算書の作成は必須です。これがあれば納税申告・融資もスムーズです。戸別所得補償の交付金は税金であることから集落営農組織の経理の透明性と公開性はこれまで以上に求められると考えられます。

「友愛」の精神を基盤とする集落営農が戸別所得補償制度の導入で更に強化され日本の農村活性化に寄与することを願っています。

平成21年10月13日記

(やまと ふみとし)

農中総研 調査と情報 | 2009年11月号 (第15号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12

Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7795

URL:<http://www.nochuri.co.jp>

E-mail:yasuda@nochuri.co.jp